令和7年度

鳥獣保護区等位置図

大阪府

特定猟具使用禁止区域（銃器）

① 宿野特定猟具使用禁止区域

区域　豊能郡能勢町宿野436番地の５及び437番地の１から437番地の４までにまたがる旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地並びに436番地の１から436番地の４まで、438番地の１から438番地の３まで及び439番地の１から439番地の３までを含む一円の区域

期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

面積　約216ヘクタール

② 宿野北特定猟具使用禁止区域

区域　大路次川と京都府亀岡市の交点を起点とし、同川を南下し、豊中市野外活動センターのプール南端から同センターの敷地境界線を西進し、標柱１から標柱10を順次進み、能勢町宿野445－１と436－１の境界線に至り、同境界線を北進し、亀岡市境界との交点に至り、同境界を東進し起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

面積　約29ヘクタール

③ 能勢特定猟具使用禁止区域

区域　林道島の首線、町道大口屋線、町道山辺砂原線、町道上山辺行者線及び大阪府境界杭標柱1から標柱10までを順次結んだ線で囲まれた区域

期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで

面積　約94ヘクタール

④ 山辺特定猟具使用禁止区域

区域　町道東山辺砂原線と町道上山辺行者線の交点を起点とし、同上山辺行者線を北進、旧能勢の郷野外活動センターの敷地に沿って北西進、林道島の首線に至り、旧府営林境界沿いに小尾根を北進、大阪府と京都府の境界に至り、境界沿いに東進、旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地境界に至り、敷地境界沿いを剣尾山頂を経て尾根筋を南東進、同センター敷地境界が尾根上で終わる地点から標柱７から標柱14までを順次結び起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで

面積　約304ヘクタール

⑤ 能勢町市街地特定猟具使用禁止区域

区域　府道関部能勢線と下笹野剣尾山線との交差点を起点とし、町道宿野２号線を南東に進み、山百合橋を渡り一庫大路次川左岸を南下、七田橋を渡り町道森上平通線を北西に進み、国道173号線に至る手前約200メートルを西南へ谷沿いへ進み、国道173号線沿いの地目界（山林と道路の境界）を南進、新橋より山田用左岸を道り下田大橋を横切り府道宿野下田線沿いへ一庫大路次川を約600メートル南下し、町道下田宮谷線を横切り地目界（山林と田畑の境界）を北進、能勢町立能勢小学校、能勢町立能勢中学校を北西に進み、町道平野線を横切り山田用右岸沿いに北西に進み、塩坪橋より国道173号線を北進、森上大橋より山田用右岸を北西進、町道今西橋線を通り府道島能勢線を約50メートル北西に進み、地目界（山林と田畑の境界）を東進、町道森上塩栗栖線に至り、更に地目界（山林と田畑の境界）を通り、国道173号線山辺口交差点に至り、城山橋より山辺用左岸を南進、地目界（山林と田畑の境界）を府道島能勢線に平行して進み、更に府道宿野下田線に平行して地目界（山林と田畑の境界）を北東に進み、町道大里２号線を横切り、町道宿野柳原線を通り、府道関部能勢線を通り起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成30年11月15日から令和10年10月31日まで

面積　約150ヘクタール

⑥ 平野特定猟具使用禁止区域

区域　府道能勢猪名川線と町道塩新田交差点の交差点を起点とし、府道能勢猪名川線を猪名川町方面に約400メートル南進し、私道を約200メートル東進し山林に至り、尼根線沿いに町道下柳上所線に至るまで下り、山地界を西進し、府道能勢猪名川線に至り、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで

面積　約10ヘクタール

鳥獣保護区特別保護地区

1 笹面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区

区域　笹面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営笹面公園の区域のうち、笹面川の河川区域、滝道及びその法面（俚せて幅員150メートルの区域に限る。ただし、府道豊中亀岡線から笹面用に下る部分にあっては、滝道の中心線から左右25メートルの区域とする。）並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域

期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

面積　約70ヘクタール

鳥獣保護区

① 笹面勝尾寺鳥獣保護区

区域　笹面川の一の橋を起点とし、府営笹面公園と笹面観光ホテルの境界を北西進し、笹面市石林と国有林との境界に至り、同境界を西進して、笹面ゴルフ場の東端に至る。同所から笹面ゴルフ場と国有林との境界を北進し、市道笹面五月山線との交点に至り、同市道を北東にうり同して笹面用ダム右岸に至る。同所からダム沿いに北進し、府道茨木能勢線との交点に至り、同府道を約200メートル南東進し、清水谷林道との交点に至る。同所から同林道を東進し、勝尾寺に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南進し、勝尾寺高山関の小道との交点に至る。同所から同小道を300メートル東北進し、勝尾寺林道に通じる小道との交点に至り、同小道を東南進し、勝尾寺林道との交点に至る。同所から同林道を東南進し、府道豊中亀岡線との交点に至り、同所から同小道を南進し、勝尾寺高山関の小道との交点に至る。同所から同小道を約200メートル西進し、国有林との境界に通じる小道との交点に至る。同所から同小道を南進し、勝尾寺と国有林との境界に至り、同境界からシラミ地蔵に通じる小道を南に５同して、シラミ地蔵に至り、旧茶園坂林道を西進し、府道豊中亀岡線との交点に至る。同所から同府道を南西進し、オッ原林道と旧オッ原林道に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南東進し、オッ原林道を経て、旧オッ原林道に通じる小道を南進し、旧オッ原林道との交点に至る。同所から同林道を南進し、オッ原林道を経て府道豊中亀岡線に至る。同府道を南東にうり同し、府営笹面公園との境界に至り、同公園と民有地との境界沿いに西進し、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

面積　約629ヘクタール

② 生駒山鳥獣保護区

区域　大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の路線の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、八尾市と柏原市の境界線、八尾市道南高安73号線、市道南高安68号線、市道南高安6018号線、市道南高安75号線、市道南高安54号線、市道南高安55号線、市道南高安6029号線、市道南高安6030号線、市道南高安58号線、市道南高安6043号線、市道南高安198号線、市道南高安217号線、市道東高安宝中線、苑川、市道南高安23号線、市道南高安26号線、近畿日本鉄道信貴線、市道高安3号線、市道高安1号線、東大阪市道右切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道右切東44号線、市道右切東34号線、市道右切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衛東32号線、市道孔舎衛東29号線、市道孔舎衛東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約2,100ヘクタール

③ 金剛山麓鳥獣保護区

区域　南河内郡千早赤阪村と奈良県との境界線のうち、伏見峠を起点とし、小道を約800メートル西進、伏見林道に至り、これより同林道を南西進し、府道富田林五条線との接点に至る。同所から同府道を北西進、長谷林道との接点に至り、これより同林道を北東進し、小道を通り旧赤阪村界に至る。同所から尼根づたいに南東進し、奈良県との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約326ヘクタール

④ 芙野山鳥獣保護区

区域　河内長野市天野町、同市下里町及び滝市との交点を起点とし、同点から河内長野市天野町と同市下里町との境界を南進し、下里農道との交点に至り、同点から同農道を東進し、市道門前下里線との交点に至り、同市道を南進し、市道下里口主条線との交点に至り、同点から同市道を東進し、国道170号（旧道）との交点（市立天野少年球技場付近）に至り、同国道を東進し、河内長野市天野町、同市下里町及び同市小山田町との交点に至る。同点から市道高向広野線を南進し、同線に接続している小道（同市天野町と同市旭ヶ丘の境界線）に至り、同点から同小道を南進し、同市天野町と同市田野との境界に至り、同境界を南西進し、同市天野町、同市田野及び和泉市との交点に至り、同点から同内長野市と滝市の境界線を北進し、同内長野市、和泉市、滝市との境界の交点に至り、同点から同内長野市と滝市の境界を北進して起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和5年9月1日から令和15年10月31日まで

面積　約348ヘクタール

⑤ 岩湧山鳥獣保護区

区域　大阪府河内長野市加賀田地区内において、岩湧寺参道と林道流谷線との交点を起点とし、同林道を東進、同林道とタケノ谷の小道の交点に至り、同点から小道を東進、小道と加賀田及び天見の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南進、同境界線と大阪府及び和歌山県との境界線との交点に至り、同点から同境界線を西に進み標高852.8メートル地点に至り、同点から河内長野市滝畑及び加賀田の境界を西進、同境界線が北方へ曲がる地点から直線で岩湧山直（標高897.7メートル）に至り、同山直から直線でその北西の標高478.6メートルの山頂に至り、同点から直線で北東一笹防山頂（標高510.9メートル）に至り、同点から岩湧寺参道の標高270.0メートルの地点に至り同点から直線で起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成30年11月1日から令和10年10月31日まで

面積　約600ヘクタール

⑥ 槇尾山鳥獣保護区

区域　和泉市と河内長野市との境界線のうち十五丁石地蔵を起点とし、松原分岐から五ツ辻に至り、根来谷林道を北進、府道槇尾山弘並線の接点に至り、同点から府道を約850メートル北西進、これより峰づたいに約1,000メートル東へ進み、さらに峰づたいに約1,250メートル北へ進んだ点から直線で東へ約260メートル進み、府道滝畑境界線に至る。これより尾根を上り峰づたいに和泉市と河内長野市との境界線に至り、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約399ヘクタール

⑦ 葛城牛滝鳥獣保護区

区域　葛城山頂を起点とし、峰づたいに北東進し、牛滝川と東風谷との合流点に達する尾根を下り、府道岸和田牛滝山具塚線に至る。これより岩壁山に通じる尾根を上り、岸和田市と和泉市との境界線を南進、和歌山県との境界線に至り、同点から同境界線を経て起点に至る線（ブナ原生林区域を含む。）で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約512ヘクタール

⑧ 犬鳴山鳥獣保護区

区域　府道泉佐野打田線のうち泉佐野市と和泉山脈との境界線を起点とし、府道を北進、泉佐野市大木字トンゴに至り、同点を峰づたいに東進し、泉佐野市と貝塚市との境界線に至り、同境界線を経て和泉山脈との境界線まで進み、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約488ヘクタール

⑨ 妙見山鳥獣保護区

区域　府道国崎野岡口線の妙見橋を起点として、同点から峰づたいに南南西に進み府道炭木能勢線に至り、これを南下する。途中、鬼谷橋に至り、更に680メートル同府道を南下したところで山道に入り、峰づたいに尺台山頂に至る。これより谷に入り、西南西に谷を経て初谷に至り、林道初谷線との交点に至る。この点より谷を北西方面に約300メートル進み、更に北方に300メートル進んで兵庫県との境界に至る。同点から峰づたいに紗見山頂を経て六条越まで進み、林道六条線を北に進み、山脚沿いに東進し、府道炭木能勢線に至り、同府道及び府道国崎野岡口線を経て起点に至る線で囲まれた区域。

期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

面積　約394ヘクタール

⑩ 地蔵寺鳥獣保護区

区域　河内長野市南花園371号、市道清水墾代石仏線、府道加賀田片添線、府道加賀田片添線から市道青葉台ハイツ14号線に至る里道を経て、市道青葉台ハイツ14号線との交点へ至る。同点から266m東進し、市道青葉台ハイツ26号線との交点、市道青葉台ハイツ26号線、市道清水墾代石仏線から市道清水墾代石仏線へ至る里道、市道高野台と墾代地区との境界線、河内長野市道清水墾代線、石仏寺から新池に至る小道で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約470ヘクタール

⑪ 紀泉高原鳥獣保護区

区域　阪南市所在国有林801、802、806、807の各林班、岬町所在国有林810、811の各林班、鳥取池及び同池堤防を含む一円の区域

期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

面積　約305ヘクタール

⑫ 交野鳥獣保護区

区域　交野市と枚方市大字津田との境界の西端を起点とし、同境界を南東進し、大阪府と奈良県との境界に至り、同境界を南進し、交野市と四條畷市との境界線に至り、同境界を西進し、ゴルフクラブ四条畷敷地に沿って北西進し、通称大谷山道に至り、同山道を北進し、十万橋に至り、同橋を渡り、市道妙見東線に至り、同道路を北進し、妙見川との交点に至り、同川左岸堤防を北進し、市道阿弥谷線に至り、同道路を北進し、大阪公立大学附属植物園との接点に至り、同点から植物園敷地に沿って北東進し、同園敷地東端に至り、同点から直線で標高119.9メートル（通称さんべえ山）に至り、同点から交野市水道局管高区配水池に直線で至り、同点から直線で標高216メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で高天原水官奥津宮神社西端に至り、同点から直線で関西電力株式会社北河内線61号鉄塔に至り、同点から関西電力株式会社北河内線59号鉄塔に至り、同点から北に直線で起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約1,525ヘクタール

⑬ 四條畷特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府砂防設備讃良川砂留工（整理番号18-04）を起点とし、同点から北に直進し、四條畷市と交野市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と交野市との境界線を西進し、四條畷市、交野市及び寝屋川市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と寝屋川市との境界線を西進し、四條畷市、寝屋川市及び大東市との境界線の交点に至り、同点から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至り、同点から市道南野9号線を北進し、市道南野2丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野2丁目17号線を北進し、国道170号との交点に至り、同点から市道南野9号線との交点に至り、同点から市道南野8号線を西進し、市道南野2丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野2丁目17号線を北進し、国道170号との交点に至り、同点から国道163号を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至り、同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至り、同点から讃良川を北進し、起点に至る線で囲まれた区域及び四條畷市と奈良県、国道163号との境界線の接点を起点とし、同点から国道163号を西進し、市道田原中央線との交点に至り、同点から市道田原中央線を東進し、市道大谷地線との交点に至り、同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至り、同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒口線との交点に至り、同点から府道大阪生駒口線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至り、同点から奈良県と四條畷市との境界線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで

面積　約774ヘクタール

⑭ 大東特定猟具使用禁止区域

区域　大東市全域

期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで

面積　約1,827ヘクタール

⑮ 清滝見特定猟具使用禁止区域

区域　府道奈野茨木線と市道上音羽14号線との交点を起点とし、同市道を西進し、林道深谷線、市道上音羽16号線を経て、同道路を南進し、府道奈良生駒線との交点から同府道を北東進し、同府道と市道上音羽14号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道上音羽16号線、市道下音羽上音羽線、市道上音羽18号線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約370ヘクタール

⑯ 平地区特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県との境界線と河南町と太子町との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、府道竹内河南線、町道平石山田線及び河南町と太子町との境界線を経て、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月15日から令和13年11月14日まで

面積　約96ヘクタール

⑰ 石河・清溪特定猟具使用禁止区域

区域　府道奈野茨木線と府道忍頂寺福井線との福井における交点を起点とし、そこから府道奈野茨木線、府道茨木抿津線、市道佐保16号線、市道佐保15号線、市道佐保13号線、市道佐保12号線、更に府道奈野茨木線を北上し、市道泉原千提寺線、府道茨木抿津線、府道茨木亀岡線、国道423号線を経て、大字車作と大字生保の境界線、大字福井と大字生保の境界線を西進し、府道茨木亀岡線に至り、同線を150メートル南進し、市道山手台七丁目生保線、市道山手台五丁目山手台六丁目線を経て、市道山手台五丁目山手台六丁目線と市道山手台57号線との交点から東進して府道茨木亀岡線に至り、府道茨木亀岡線を30メートル東進し、その地点から南進して市道山手台79号線に至り、同線を経て、市道山手台78号線、市道山手台80号線から山手台東町と大字桑原との境界線を北進して市道桑原２号線に至り、同線を経て、市道山手台88号線、市道山手台89号線、更に市道山手台85号線の終点から20メートル南進し、市道山手台中央線の交点に至り、同線を経て、市道山手台二丁目山手台一丁目線、市道山手台90号線、市道山手台中央線、府道忍頂寺福井線を経て、起点に戻る各線で囲まれた区域

期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで

面積　約844ヘクタール

⑱ 茨木特定猟具使用禁止区域

区域　茨木市と箕面市との境界線と府道茨木・能勢線の交点を起点とし、同線を経て、市道宿久庄23号線、更に市道宿久庄7号線の終点から30メートル南進し、市道宿久庄二丁目安威一丁目線の交点に至り、同線を経て、警察病院南東角から北進し、市道室山8号線との交点に至り、同線を経て、市道室山6号線、市道室山2号線、市道室山6号線、市道西福井三丁目室山一丁目線、府道奈野・茨木線、更に市道東福井13号線の終点から200メートル東進し、真蔵寺前を市道し、市道東福井8号線の交点に至り、同線を経て、市道西安威一丁目東福井線の交点から50メートル東進し、市道西安威4号線の起点に至り、同線を経て、終点から170メートル東進し、市道安威7号線の終点に至り、同線を経て、市道安威2号線、市道安威3号線、市道安威一丁目安威三丁目線を経て、府道茨木亀岡線との交点から北進し、長ヶ橋北角から20メートル東進し、茨木市と高槻市との境界に至り、同境界から茨木市と摂津市との境界、茨木市と吹田市との境界、茨木市と箕面市との境界線を経て、起点に至る各線で囲まれた区域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約3,273ヘクタール

⑲ 箕面特定猟具使用禁止区域

区域　箕面市と池田市との境界線と国有林と箕面市有林との境界線上の尼根道の交点を起点とし、同尼根道（国有林と箕面市有林との境界線）を東進し、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を経て、箕面川の一の橋に至り、同所から府営箕面公園と私有地との境界を東進してオッ原林道との交点に至り、同林道を約1,850メートル北東進し、同所から小道を北進後、府道豊中亀岡線との交点に至り、同府道を東進し旧茶園坂林道との交点に至り、同旧林道を東進しシラミ地蔵に至り、同所から小道を北進し府道豊中亀岡線に至り、同府道を200メートル東進し勝尾寺林道との交点に至り、同林道を300メートル東北進し勝尾寺園地広場入口に至り、同所から小道を北西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から東海自然歩道を北進し豊能郡豊能町と箕面市との境界に至り、同境界を東進し豊能郡豊能町、茨木市、吹田市、池田市との境界を進み、起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約2,858ヘクタール

⑳ 池田特定猟具使用禁止区域

区域　国道173号線と国道423号線の交点木部交差点を起点とし国道173号線を980メートル南下し中橋交差点に至る。同交差点より市道池田北8号線を200メートル東進し、府道池田箕面線に至り同道を2,500メートル東進し箕面市との境界線に至る。箕面市との境界線を南下し、箕面市、豊中市との境界線に至り、更に豊中市との境界線を南下し、豊中市、伊丹市の境界線に至る。伊丹市との境界線を西進し、伊丹市、川西市との境界線に至り、川西市との境界線を北上し加茂井堰に至る。加茂井堰を渡り、市道細河第22号線を60メートル南下し市道細河第53号線を110メートル東進し、起点に至る線で囲まれた地域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約970ヘクタール

㉑ 東大阪特定猟具使用禁止区域

区域　東大阪区域内、大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、東大阪市と八尾市の境界線、東大阪市道右切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道右切東44号線、市道右切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衛東32号線、市道孔舎衛東29号線、市道孔舎衛東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域以外の区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約4,731ヘクタール

㉒ 八尾特定猟具使用禁止区域

区域　八尾市道南高安73号線の終点を起点とし、順次、八尾市と柏原市の境界線、八尾市と藤井寺市の境界線、八尾市と松原市の境界線、八尾市と大阪市の境界線、八尾市と東大阪市の境界線、八尾市道高安1号線、市道高安3号線、近畿日本鉄道信貴線、市道南高安26号線、市道南高安23号線、苑川、市道東高安宝中線、市道南高安217号線、市道南高安198号線、市道南高安6043号線、市道南高安538号線、市道南高安6030号線、市道南高安6029号線、市道南高安55号線、市道南高安54号線、市道南高安75号線、市道南高安6018号線、市道南高安68号線、市道南高安73号線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約3,315ヘクタール

㉓ 柏原市特定猟具使用禁止区域

区域　柏原市全域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約2,539ヘクタール

㉔ 堺市特定猟具使用禁止区域

区域　堺市と高石市の境界線と阪神高速湾岸線との交点を起点とし、同線を北東進して堺市と大阪市の境界線に至る線よりも海側を除くすべての市域

期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで

面積　約13,300ヘクタール

㉕ 大阪狭山特定猟具使用禁止区域

区域　大阪狭山市全域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約1,192ヘクタール

㉖ 富田林特定猟具使用禁止区域

区域　富田林市と千早赤阪村との境界線と府道東阪三日市線の交点を起点として、同府道を西進、府道甘南備用向線との合流点から南進し、甘南備16号農道との交点まで至り、同農道を経て、富田林市と河内長野市との境界に至る。同市道を西進し、同市境と富田林市道竜泉1号線の交点から、同市道を北上し、府道甘南備用向線を経て、国道309号に至り、同国道を西進し、石川右岸まで至り、同岸を南進し、河内長野市の境界線に至る。同市境を北上し、大阪狭山市、堺市美原区、羽曳野市、太子町、河南町、及び千早赤阪村の境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年11月14日まで

面積　約3,200ヘクタール

㉗ 太子町特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県の境界線と太子町と羽曳野市との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、国道166号、国道166号と町道畑竹内線（南河内フルーツロード）との接点から狩場池の西側を経て市山田谷地区至る線、山田谷水場から田畑と山林の境界線を進み、南ケ池の西側、今池の東側、葵師寺、町道畑竹内線（南河内フルーツロード）を経て、同畑竹内線（南河内フルーツロード）と、太子町と河南町との境界と接点に至る、太子町と河南町との境界線、太子町と富田林市との境界線、太子町と羽曳野市との境界線、太井川、町道太子葉室線、同太子葉室線と同向少路１号、府道香芝太子線、近鉄南大阪線、太子町と羽曳野市との境界線を経て起点に至るまでの線で囲まれた区域

期間　令和7年11月15日から令和17年10月31日まで

面積　約895ヘクタール

㉘ 石川特定猟具使用禁止区域

区域　石川河川区域のうち、石川右岸堤防と河南町大字一須賀地区と富田林市西条町１丁目地区との境界線を起点とし、同堤防を南下し、河南町大字山城地区と富田林市大字北大賀地区との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成28年11月1日から令和8年10月31日まで

面積　約10ヘクタール

㉙ 河南特定猟具使用禁止区域

区域　河南町と太子町との境界線と府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の交点を起点とし、河南町と太子町との境界線、町道平石山田線、府道竹内河南線、梅川、馬谷川、町道長坂穴虫橋線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月15日から令和13年11月14日まで

面積　約370ヘクタール

㉚ 平地区特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県との境界線と河南町と太子町との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、府道竹内河南線、町道平石山田線及び河南町と太子町との境界線を経て、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月15日から令和13年11月14日まで

面積　約96ヘクタール

㉛ 河南西部特定猟具使用禁止区域

区域　河南町と富田林市の境界線と府道富田林五条線の交点を起点とし、河南町と富田林の境界線、河南町と千早赤阪村の境界線、府道富田林五条線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和7年11月15日から令和17年10月31日まで

面積　約108ヘクタール

㉜ 中地区特定猟具使用禁止区域

区域　府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線と町道白木神山線の交点を起点とし、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、河南町と千早赤阪村の境界線、府道富田林五条線、町道白木神山線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和7年11月15日から令和17年10月31日まで

面積　約96ヘクタール

㉝ さくら坂・河内地区特定猟具使用禁止区域

区域　府道竹内河南線と府道上河内富田林線の交点を起点とし、府道竹内河南線、府道竹内河南線を町道宮里弘寺竹ノ内線の交点から更に約200メートル東に進んだ所から平石用に向かって南下している農道、平石用、町道持尾白木線、町道滝谷平石線、府道上河内富田林線、国道309号、河南町と千早赤阪村の境界線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、町道上河内馬谷線、馬谷用、府道上河内富田林線（白木バイパス）、府道上河内富田林線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和7年11月15日から令和17年10月31日まで

面積　約462ヘクタール

㉞ 千早赤阪特定猟具使用禁止区域

区域　千早赤阪村と富田林市と河南町との境を起点とし、千早赤阪村と河南町との境界沿いに約5,154メートル南東進し、町村境界と国道309号の交点から約182メートル北東進して標高303.1メートルの丘に至る。同所から尾根沿いに約329メートル南南東進して標高319.8メートルの丘に至り、同所から尾根伝いに約173メートル西進して川に至り、同所から川沿いに約223メートル南進し、同所から尾根伝いに約120メートル西北西進し、同所から谷沿いに約74メートル南西進して林道池ノ谷線の二叉路に至り、同所から林道池ノ谷線を約120メートル南進し、同所から約60メートル西進して林道呂蒲谷線に至り、同所を約67メートル北進して谷筋に至る。同所から谷筋を約135メートル西進して標高350.2メートルの丘に至り、同所から尾根筋を約100メートル北北西進して標高340.5メートルの丘に至り、同所から谷筋を約194メートル北西進して川に至り、同所から尾根筋を約150メートル南西進して標高313メートルの丘に至る。同所から谷筋を約167メートル北西進して川に至り、同所から尾根筋を約142メートル西進して標高300メートルの丘に至る。同所から谷筋を約104メートル西進し、川に至る。同所から谷筋を約100メートル西進し村道水分二河原道線と農道足谷線との交点に至り、同所から農道足谷線を南東進し終点に至る。同所から約110メートル南南東進し林道足谷線と農道尼根田線の交点に至る。同所から農道尼根田線を約834メートル北西進し、小字マンデンと小字ナシガタとの境界に至る。同所から、小字城の谷と小字極の尾と小字城の谷の川筋との交点に至る線、小字城の谷の川筋、小字城の谷の川筋と小字城の谷と小字坊領山との境界との交点、小字城の谷と小字坊領山との境界、小字不本見山と小字坊領山との境界、小字不本見山と小字宮山との境界、小字不本見山と小字栗本谷との境界、農道鎮路線、村道上東阪支線、府道笠田林五条線、農道百々戸線、村道東阪中津原線、村道柿花八国線を経て、村道柿花八国線を約351メートル南東進し、同所から二又を東進し、林道奥代線に至り、同所から約125メートル南進し、同所から村道御百大峯線の終点に至る線、同所から上池北端に至る線、上池北端から府道中津原寺元線と村道小吹西峠線との交点に至る線、府道中津原寺元線、千早赤阪村と河内長野市との境界線、千早赤阪村と富田林市との境界線及び千早赤阪村と富田林市と河南町との境界の交点で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約1,055ヘクタール

㉟ 大阪湾特定猟具使用禁止区域

区域　阪神高速道路湾岸線と大阪府及び兵庫県の境界線との交点を起点とし、同点から同湾岸線を南進して大阪市、堺市、高石市、泉大津市、泉北郡忠岡町、岸和田市、貝塚市を経て、貝塚市と泉佐野市との境界線の交点に至る。同点から同境界線上を西進し、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を経て、箕面川の一の橋に至り、同所から府営箕面公園と私有地との境界を東進してオッ原林道との交点に至り、同林道を約1,850メートル北東進し、同所から小道を北進後、府道豊中亀岡線との交点に至り、同府道を東進し旧茶園坂林道との交点に至り、同旧林道を東進しシラミ地蔵に至り、同所から小道を北進し府道豊中亀岡線に至り、同府道を200メートル東進し勝尾寺林道との交点に至り、同林道を300メートル東北進し勝尾寺園地広場入口に至り、同所から小道を北西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から東海自然歩道を北進し豊能郡豊能町と箕面市との境界に至り、同境界を東進し豊能郡豊能町、茨木市、吹田市、池田市との境界を進み、起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約946ヘクタール

㊱ 彩都西部特定猟具使用禁止区域

区域　箕面市、彩都やまぶき五丁目及び大字栗生岩反との交点を起点とし、そこから彩都やまぶき五丁目から彩都やまぶき四丁目にかけて大字栗生岩反との境界線を南進し、彩都やまぶき四丁目から彩都やまぶき三丁目にかけて大字栗生岩反と彩都あさぎ台一丁目、彩都あさぎ台二丁目との境界線を南進し、彩都やまぶき二丁目から彩都あさぎ台七丁目にかけて大字岩反と彩都あさぎ台一丁目、彩都あさぎ台二丁目との境界線を南進し、彩都あさぎ台七丁目から彩都あさぎ六丁目と大字岩反との境界線を南進し、彩都あさぎ六丁目と彩都あさぎ四丁目との境界線を南進し、そこから彩都あさぎ六丁目から大字岩反と彩都あさぎ四丁目との境界線を南進し、彩都あさぎ六丁目と彩都あさぎ四丁目との交点に至り